

## 京都市における外国籍職員の任用について

## 1 採用試験受験資格

平成13年度実施の採用試験から、一般事務職、一般技術職、学校事務職について採用に係る国籍要件が撤廃され、**永住者及び特別永住者は、消防職を除く全職種について受験することができる**ようになった。

## 2 採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」\*に基づく任用制限により、次の(1)及び(2)以外の職に就けることとしている。

また、昇任についての考え方は(3)のとおりである。

## (1) 公権力の行使に該当する業務

「公権力の行使」とは、「国又は地方公共団体が、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為」

具体的には、

- ① 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務  
(例) 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令  
都市計画法に基づく開発行為の許可
- ② 市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務  
(例) 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
- ③ 市民に対して強制力をもって執行する業務  
(例) 市民税や国民健康保険料の滞納処分
- ④ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為）  
(例) 都市計画決定  
市民の権利義務関係に影響を与える条例や規則の制定

## (2) 公の意思形成への参画に該当する職

京都市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職

具体的には、

- ① ラインの課長級以上の職（専ら専門的、技術的な業務を担当する職及び専ら定型的な業務を管理する職を除く。）
- ② 京都市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職

## (3) 昇任について

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能。

\* 平成8年11月22日 白川勝彦自治大臣談話による